

板橋区立幼稚園・小中学校感染症予防ガイドラインについて

1 感染症予防策の徹底について

(1) 感染症対策に関する基本的な考え方

板橋区教育委員会では、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」及び東京都の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の『新しい日常』の定着に向けて～」等を参考とし、板橋区教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものとして「板橋区立幼稚園・小中学校 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を策定している。

区ガイドラインにおいて、感染症対策に関する基本的な考え方は、以下の通り示している。

学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減し、教育活動を継続していくためには、以下4つの対策を講じることが重要である。

- ・手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底
- ・学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- ・日頃の連絡体制を確認しておくこと
- ・集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避
 - ①換気の悪い密閉空間（密閉）
 - ②多くの人が密集（密集）
 - ③近距離での会話や発声（密接）

また、特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内及び区内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

(2) 感染症予防策の徹底について

①マスクの着用について

上記、区ガイドラインにおいて、「マスクの着用は、屋内で、身体的距離（できるだけ2 m（最低1 m）以上）が十分とれないときは、マスクを着用すべきと考えられる」としているが、マスク着用を強要するものではない。

しかしながら、学校活動においては、教室の面積や児童生徒の人数により、児童生徒同士の距離が十分にとれる状況ばかりではないため、一人ひとりの健康を守るため、原則として着用することとしている。

なお、身体的事情等でマスクの着用が困難な児童生徒については、個々の事情に応じた配慮が必要であり、学習内容や学習活動に合わせた授業への参加方法や座席配置等について、各学校において対応している。

また、運動時、体育時のマスク着用については、区ガイドラインで「体育の授業においては、身体的距離（できるだけ2 m（最低1 m）以上）に配慮することでマスクの着用は必要ありません」と示している。

熱中症が懸念される暑い時期については、それぞれのガイドライン他、区教育委員会及び東京都からの通知をもって、マスク着用より熱中症対策を優先し、マスクを外させるよう、各学校あてに注意喚起を行っている。

②校内環境の整備について

上記に記載する基本的な感染対策（3密の回避、マスクの着用）の他、手洗いなどの手指衛生、換気、清掃・消毒が大切であるため、区ガイドラインでは、①手指衛生を保てる環境を整備すること②温度調節も含めて、適切な換気を行うこと③児童生徒が多く触れる共有箇所については、消毒液を使って清掃を行うなどして環境衛生を保つこと、について記載をしている。

2 教育活動上の留意点について

別紙「感染症予防に関する教育活動上の対応ガイドライン」により運用。

感染症予防に関する教育活動上の対応ガイドライン【040407改訂】

【別紙】

※感染症拡大の状況によって変更になる場合があります。

○新型コロナウイルス感染拡大防止対応の基本的な考え方

飛沫感染防止を徹底する ⇒ そのためにマスクを着用し、3密（密接・密集・密閉）を避ける。マスクを外す場面では発話しない。
マスクを着用している場面でも一定の距離をとる。

○教育活動上の留意点

児童、生徒の学びを止めないために、様々な教育活動が実施できる方法を考え、工夫する。

・従来型の実施ではなく、時間の短縮や分散、内容の精選等を検討する。 ・chromebookを活用したオンライン授業が実施できる体制を整える。

活動	発令等なし	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言	閉鎖・休業等（全体・部分・分散）
1 休憩時間		換気・手洗いの徹底。		
2 1単位時間		通常通り。		実態により対応。
3 少人数指導		計画通り。		
4 全校朝会・集会、学年集会	児童・生徒同士の間隔、換気に配慮し短時間。	できるだけ短時間。換気を十分に行い、身体的距離を確保。	学年を超えて一堂が集まる活動は実施しない。	
5 グループワーク	15分以上かつ近距離で互いに向かい合うことは控える。		15分以上かつ近距離で互いに向かい合うことは控える。（感染症対策をしてもなおリスクの高い活動のため、学校の状況に応じて対応）	
6 学年・学級を超えた活動	感染症防止に十分努め、活動後は換気・手洗いの徹底。	活動内容・協議事項の精選、短時間での実施。換気を十分に行い、身体的距離を確保。	学年を超えて一堂が集まる活動は実施しない。	
7 学校図書館の活用		利用前後の手洗い徹底。密を避けて活用。		
8 出前授業への外部講師招聘	外部講師の健康状態確認		講師が子どもと直接関わらない場合は健康状態を確認して実施可	招聘しない。
9 体育（密集、接触する活動）	密集、密接せず、距離を取って行える活動を行う。熱中症の対応を優先し、身体的距離を確保できればマスクを外すことができる。ただし発話はしない。換気・手洗いの徹底。			
10 理科（観察、実験）	観察：グループの人数や座席配置を工夫。実験：実験器具を共有する人数を制限し、換気を徹底する。	観察：グループの人数や座席配置を工夫する等して可。実験：1セットの実験器具に2名まで。顔を寄せ合う状況にならないよう、座席配置を工夫する等して可。	観察：グループの人数や座席配置を工夫する等して可。実験：1セットの実験器具に2名まで。顔を寄せ合う状況にならないよう、座席配置を工夫する等して可（感染症対策をしてもなおリスクの高い活動のため、学校の状況に応じて対応）	
11 音楽（合唱、演奏）	原則、マスク着用。合唱：前後左右の間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける。管楽器（リコーダー等）：窓や壁に向かって2m程度間隔を空けて横一列や半円の隊形で行う。換気は徹底する。		原則、マスク着用。合唱：前後左右の間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける。管楽器（リコーダー等）：窓や壁に向かって2m程度間隔を空けて横一列や半円の隊形で行う。換気は徹底する。（感染症対策をしてもなおリスクの高い活動のため、学校の状況に応じて対応）	
12 家庭科（調理実習）	1台の調理器具について2名まで。調理器具等の使い回しを極力避け、共用する場合はその都度洗浄する。顔を寄せ合う状況にならないよう、座席配置を工夫。調理したものは、適切に処理。	1台の調理器具について2名まで。調理器具等の使い回しを避ける。顔を寄せ合う状況にならないよう、座席配置を工夫などして可。調理したものは、適切に処理。	1台の調理器具について2名まで。調理器具等の使い回しを避ける。顔を寄せ合う状況にならないよう、座席配置を工夫などして可。調理したものは、適切に処理。（感染症対策をしてもなおリスクの高い活動のため、学校の状況に応じて対応）	
13 水泳指導	児童・生徒の間隔を2m（最低1m以上）に保つために、プールやプールサイドの広さと学級の人数を考慮し、学級ごとの実施や授業時間を工夫する。小学校は3人以上で指導にあたる。更衣室等で発話はしない。			
14 学校給食・昼食	配膳は、間隔を空けて並ぶ等密にならないよう工夫する。対面して飲食せず、発話しない。			
15 清掃活動	換気のよい状態で、マスクをした上で掃き掃除のみ可。終了後は手洗いを徹底。			活動しない。
16 部活動（活動時間）	部活動については、随時通知する			
17 クラブ活動・委員会活動	活動内容・協議事項の精選、短時間での実施。活動内容は教科指導に準ずる。	活動内容・協議事項の精選、短時間での実施。換気を十分に行い、身体的距離を確保。	学年を超えて一堂が集まる活動は実施しない。	
18 生徒総会・生徒会活動	短時間で実施。体育館で行う場合は間隔及び換気に十分配慮する。	活動内容・協議事項の精選、短時間での実施。換気を十分に行い、身体的距離を確保。	学年を超えて一堂が集まる活動は実施しない。	
19 学校行事	密集し、児童生徒が近距離で組み合ったり接触（発声）したりする行事は行わない。3密の状況を回避し、内容や方法を工夫して実施することは可。		学年を超えて一堂が集まる活動は実施しない。	
20 校外学習（実施の判断）	大人数が集まる施設への見学、公共交通機関を利用する遠足や社会科見学は感染症予防を徹底した上で実施可。なお、児童・生徒の安全が十分確保できない場合は延期又は中止する。	交通機関を利用した社会科見学等は延期又は中止。（貸し切りバスは除く）	学区外への校外学習は実施しない。	実施しない。
21 校外学習（交通機関）	公共交通機関を利用する場合は、混雑した時間帯を避ける。貸し切りバスは座席配置や長時間にならないよう行先・行程を工夫する。	交通機関を利用した社会科見学等は延期又は中止。（貸し切りバスは除く）	学区外への校外学習は実施しない。	実施しない。

22	校外学習（実施内容）	グループごとに分かれて見学する、3密にならない昼食場所を確保し、飲食の際は発話しない。また、保護者から参加承諾書を得る。		実施しない。
23	職場体験	実施学年全員の受け入れ先が確保できる場合は実施可。		実施しない。
24	土曜授業プラン（公開）	地域・保護者へ事前の丁寧な説明をし、参観者の人数制限や教室の限定、時間短縮等の感染症対策を徹底する。		保護者への授業公開は実施しない。
25	学校説明会・学校見学（新入生）	後日連絡が取れる体制を整え、マスク着用、消毒等の感染症対策を徹底。来校できない児童・生徒、保護者に対しHPに情報を掲載する等、各校の実情に合わせて対応。	HPに情報を掲載する等、各校の実情に合わせて対応	
26	学校見学（上級学校）	見学校のHPを確認し、予防対策を十分した上で実施可。		実施しない。
27	保護者会・CS委員会等（開催の判断）	当日の内容を事前に参加者に伝え、短時間で開催可。		児童・生徒と直接関わらない状況下については、対策を徹底した上で実施可。
28	保護者会・CS委員会等（実施方法）	会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。		開催する際には、目的・対策等を事前に丁寧に説明する。
29	登下校指導	登下校中については、玄関口での密集が起こらないよう時間を分散させる。下校の際は速やかに自宅等に帰り、立ち話や寄り道等をしないよう指導する。また、気温が高い日は熱中症予防のため、マスクを外して身体的距離をとりながら登下校することを指導する。その場合、発話はしない。		
30	登下校指導（集団下校）	密接にならないよう指導する。		実施しない。
31	小中一貫の取組	マスク着用、消毒等の感染症対策を徹底。当日の内容を事前に参加者に伝え、短時間で開催可。	児童・生徒と直接関わらない状況下での取組については、対策を徹底した上で実施可	実施しない。
32	避難訓練	児童・生徒同士の間隔、換気に配慮して実施。		教室での訓練のみにする等、一堂が集まる訓練は実施しない。
33	校内研修	感染症対策を徹底した上で実施可。		講師が子どもと直接関わらない状況下での会議等について、対策を徹底した上で実施可。